

行政書士法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令 新旧対照条文 目次

特定商取引に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百九十五号）（抄）（第一条関係）	1
中小企業等経営強化法施行令（平成十一年政令第二百一号）（抄）（第二条関係）	2
有限責任事業組合契約に関する法律施行令（平成十七年政令第二百六十九号）（抄）（第三条関係）	5

○ 特定商取引に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百九十五号）（抄）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（他の法律の規定によつて購入者等の利益を保護することができると認められる販売又は役務の提供） 第十一条（略） 別表第二（第十一条、第十二条関係） 一〇十四（略） 十五 行政書士が行う行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第 一条の三第一項又は第一条の四第一項に規定する役務の提供及 び同法第十三条の三に規定する行政書士法人が同法第十三条の 六に規定する業務として行う役務の提供 十六〇四十九（略）	（他の法律の規定によつて購入者等の利益を保護することができると認められる販売又は役務の提供） 第十一条 法第二十六条第一項第八号二の政令で定める販売又は役 務の提供は、別表第二に掲げる販売又は役務の提供とする。 別表第二（第十一条、第十二条関係） 一〇十四（略） 十五 行政書士が行う行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第 一条の二第一項又は第一条の三に規定する役務の提供及び同法 第十三条の三に規定する行政書士法人が同法第十三条の六に規 定する業務として行う役務の提供 十六〇四十九（略）

改 正 後	改 正 前
（権限の委任） 第十二条（略） 2 法第八条第一項、第九条第一項及び第二項、第七十条第一項並びに第七十一条第一項の規定による主務大臣の権限（経済産業大臣に属するものを除く。）のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者に委任されるものとする。 一 社外高度人材活用新事業分野開拓計画であつて当該社外高度人材活用新事業分野開拓計画に従つて行われる社外高度人材活用新事業分野開拓に係る事業（行政書士業務（行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第一条の三第一項及び第一条の四第一項に規定する業務並びに同法第十三条の六第一号の総務省令で定める業務をいう。次条第二項第二号及び第十四条第一号において同じ。）に係るものを除く。）の全部又は一部が総務大臣の所管に属するものに関する総務大臣の権限 当該社外高度人材活用新事業分野開拓計画を作成した新規中小企業者等の主たる事務所の所在地を管轄する総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。） 二（略）	（権限の委任） 第十二条 法第八条第一項、第九条第一項及び第二項、第七十条第一項並びに第七十一条第一項の規定による主務大臣の権限（経済産業大臣に属するものに限る。）は、社外高度人材活用新事業分野開拓計画を作成した新規中小企業者等の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長に委任されるものとする。 2 法第八条第一項、第九条第一項及び第二項、第七十条第一項並びに第七十一条第一項の規定による主務大臣の権限（経済産業大臣に属するものを除く。）のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者に委任されるものとする。 一 社外高度人材活用新事業分野開拓計画であつて当該社外高度人材活用新事業分野開拓計画に従つて行われる社外高度人材活用新事業分野開拓に係る事業（行政書士業務（行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第一条の二第一項及び第一条の三第一項に規定する業務並びに同法第十三条の六第一号の総務省令で定める業務をいう。次条第二項第二号及び第十四条第一号において同じ。）に係るものを除く。）の全部又は一部が総務大臣の所管に属するものに関する総務大臣の権限 当該社外高度人材活用新事業分野開拓計画を作成した新規中小企業者等の主たる事務所の所在地を管轄する総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。） 二 社外高度人材活用新事業分野開拓計画であつて当該社外高度人材活用新事業分野開拓計画に従つて行われる社外高度人材活用新事業分野開拓に係る事業の全部又は一部が財務大臣の所管に属するものに関する財務大臣の権限（国税庁の所掌に係るものに限る。） 当該社外高度人材活用新事業分野開拓計画を作

成した新規中小企業者等の主たる事務所の所在地を管轄する国税局長（沖縄国税事務所長を含む。以下同じ。）

三 社外高度人材活用新事業分野開拓計画であつて当該社外高度人材活用新事業分野開拓計画に従つて行われる社外高度人材活用新事業分野開拓に係る事業の全部又は一部が農林水産大臣の所管に属するものに関する農林水産大臣の権限 当該社外高度人材活用新事業分野開拓計画を作成した新規中小企業者等の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長又は北海道農政事務所長

四 社外高度人材活用新事業分野開拓計画であつて当該社外高度人材活用新事業分野開拓計画に従つて行われる社外高度人材活用新事業分野開拓に係る事業の全部又は一部が国土交通大臣の所管に属するものに関する国土交通大臣の権限 当該社外高度人材活用新事業分野開拓計画を作成した新規中小企業者等の主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長、北海道開発局長又は地方運輸局長（国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第四条第一項第十五号、第十八号、第八十六号、第八十七号、第九十二号、第九十三号及び第二百二十八号に掲げる事務並びに同項第八十六号に掲げる事務に係る同項第十九号及び第二十二号に掲げる事務（次条第二項第十号において「海事に関する事務」という。）に係る権限については、運輸監理部長を含む。以下同じ。）

五 社外高度人材活用新事業分野開拓計画であつて当該社外高度人材活用新事業分野開拓計画に従つて行われる社外高度人材活用新事業分野開拓に係る事業（第一種動物取扱業（動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）第十条第一項に規定する第一種動物取扱業をいう。以下同じ。）及び第二種動物取扱業（同法第二十四条の二の二に規定する第二種動物取扱業をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）の全部又は一部が環境大臣の所管に属するものに関する環境大臣の権限 当該社外高度人材活用新事業分野開拓計画を作成した新規中

長 小企業者等の主たる事務所の所在地を管轄する地方環境事務所

○ 有限責任事業組合契約に関する法律施行令（平成十七年政令第二百六十九号）（抄）（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（その性質上組合員の責任の限度を出資の価額とすることが適当でない業務） 第一条 有限責任事業組合契約に関する法律（以下「法」という。） 第七條第一項第一号に規定するその性質上組合員の責任の限度を出資の価額とすることが適当でない業務として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一 四 （略） 五 行政書士法（昭和二十六年法律第四号）<u>第十九条第一項本文の規定により行政書士又は行政書士法人でない者が行うことができない業務</u> 六 九 （略）	（その性質上組合員の責任の限度を出資の価額とすることが適当でない業務） 第一条 有限責任事業組合契約に関する法律（以下「法」という。） 第七條第一項第一号に規定するその性質上組合員の責任の限度を出資の価額とすることが適当でない業務として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一 公認会計士法（昭和二十三年法律第百三十三号）<u>第二条第一項に規定する業務</u> 二 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）<u>第七十二条本文の規定により弁護士又は弁護士法人でない者が行うことができない業務</u> 三 司法書士法（昭和二十五年法律第百九十七号）<u>第三条第一項に規定する業務</u> 四 土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）<u>第三条第一項に規定する業務</u> 五 行政書士法（昭和二十六年法律第四号）<u>第一条の二に規定する業務</u> 六 海事代理士法（昭和二十六年法律第三十二号）<u>第一条に規定する業務</u> 七 税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）<u>第二条第一項及び第二条の二第一項に規定する業務</u> 八 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）<u>第二条第一項第一号から第二号までに掲げる業務</u> 九 弁理士法（平成十二年法律第四十九号）<u>第四条第二項、第五条第一項、第六条及び第六条の二第一項に規定する業務並びに</u>

同法第七十五条の規定により弁理士又は弁理士法人でない者が
行うことができない業務